

任意継続健康保険料の納付方法について

保険料の納付方法には以下の方法があります。

毎月納付

毎月 10 日までに納付書にてお支払いいただく方法です。毎月納付書がご自宅に届きます。
(10 日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)

前納 6 か月・前納 12 か月

一定期間分を事前に一括でお支払いすることができます。
その場合、保険料額が割引になります。前納できる期間は以下のとおりです。

《6 か月分前納》 4 月分から 9 月分まで、10 月分から 3 月分まで

《1 年分前納》 4 月分から 3 月分まで

- ※ 前納期間の途中で加入期間の満了日を迎えられる方は、資格喪失予定年月日の前月までが前納期間です。
- ※ 納付期限は、前納開始月の前月末日です。(末日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)

お問い合わせ先



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7 階

☎ : 03-6853-6111 (音声案内で 2 番→2 番を選択してください。)

切 り 取 り 線

前→毎

任意継続健康保険 保険料納付方法変更申出書

保険料納付方法を「前納 6 か月」「前納 12 か月」から 「毎月納付」 に変更します。

氏 名 _____ 生年月日 昭和・平成 _____ . _____ . _____

保険証の記号 _____ 番号 _____ (保険証に記載されています)

<提出先> 納付書に記載の協会支部あてにご提出(郵送)ください。

(注意事項)

- ・ 毎月納付に切り替わる時期は、直近の 10 月もしくは 4 月からとなります。
- ・ 毎月納付の納付期限は、毎月 10 日です。(10 日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)